平成２２年（フ）第４８号
秋田県大仙市福田町２番16号
債務者　照井　浩美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３２１号
川崎市川崎区殿町２丁目17番４号　ハイツミキ103
債務者　川又　節子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
長野県小諸市甲424番地８
債務者　大池　正枝
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６６号
長野県佐久市御馬寄153番地１
債務者　海老原美佐江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３６１号
岡山市南区豊成３丁目２番15号ルミナス芳泉505号
債務者　村上　和美（旧姓赤澤）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１０１号
埼玉県本庄市寿１丁目25―９―305
債務者　清水　正博
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１０２号
埼玉県飯能市大字双柳404―１―101
債務者　森川　幸紘
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１０３号
東京都渋谷区広尾５丁目７―２―618
債務者　片野　　靖
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１０４号
神奈川県横浜市緑区青砥町853―61
債務者　久保　昭春
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２６６号
東京都北区赤羽台２丁目２―１―614
債務者　小川由紀子（旧姓伏見）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７６号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―614号
債務者　新井　　喬
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７号
広島県福山市伏見町２番５号、旧住所兵庫県神戸市垂水区星陵台１丁目３番10号
債務者　土屋　　豪
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後３時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７３７号
東京都東大和市芋窪５丁目1248番地の１けやきコーポ102号
債務者　宮瀬　　健
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５３号
北海道中川郡幕別町札内新北町77番地の30北札内シニアマンション117号
債務者　高橋　君江
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
川崎市宮前区野川502番地　和泉ビル102
債務者　大久保慶一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係